

第111号議案 品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例の一部を改正する条例

1. 経 過

廃棄物処理手数料について、現行手数料と手数料原価との乖離を解消することを目的として、清掃主管部長会において改定検討がなされた。令和4年6月の特別区長会総会に報告した結果、廃棄物処理手数料の改定について、収集運搬部門4.0円、処理処分部門2.0円の合計6.0円として、令和5年10月に実施することが了承された。この決定概要に沿って、品川区においても手数料の改定を行うこととする。

2. 改正概要

廃棄物処理手数料の改定 施行期日：令和5年10月1日

(1) 大量・臨時排出の家庭廃棄物（条例第52条 第1号別表）

区分	手数料の額（現行）	手数料の額（改定後）
1日平均10kgを超える量の家庭廃棄物を排出する占有者	1日平均10kgを超える量 1kgにつき <u>40円</u>	1日平均10kgを超える量 1kgにつき <u>46円</u>
家庭廃棄物を臨時に排出する占有者	1kgにつき <u>40円</u>	1kgにつき <u>46円</u>

(2) 粗大ごみの処理手数料（条例第52条 第2号および第3号別表）

区分	手数料の額（現行）	手数料の額（改定後）
粗大ごみを排出する占有者	1品目につき <u>2,400円</u> を限度として品目毎に規則で定める額	1品目につき <u>2,800円</u> を限度として品目毎に規則で定める額
	区長の指定する施設に運搬する場合は、1品目につき <u>1,200円</u> を限度として品目毎に規則で定める額*	区長の指定する施設に運搬する場合は、1品目につき <u>1,400円</u> を限度として品目毎に規則で定める額*

※品目毎の処理手数料については規則改正で対応する。

(3) 事業系一般廃棄物等（条例第52条 第4号および第5号別表）

区分	手数料の額（現行）	手数料の額（改定後）
事業系一般廃棄物または一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を排出する事業者	1kgにつき <u>40円</u> ただし、有料ごみ処理券*を添付して排出するときは、容器に収納する容量10ℓまでごとに <u>76円</u> （45ℓにあつては、 <u>342円</u> ）	1kgにつき <u>46円</u> ただし、有料ごみ処理券を添付して排出するときは、容器に収納する容量10ℓまでごとに <u>87円</u> （45ℓにあつては、 <u>391円</u> ）

※参考：事業系有料ごみ処理券の単価および料金

券種	現行料金		改定料金		改定差額	
	1セット	1枚単価	1セット	1枚単価	1セット	1枚単価
10ℓ券（1セット10枚）	760円	76円	870円	87円	110円	11円
20ℓ券（1セット10枚）	1,520円	152円	1,740円	174円	220円	22円
45ℓ券（1セット10枚）	3,420円	342円	3,910円	391円	490円	49円
70ℓ券（1セット5枚）	2,660円	532円	3,045円	609円	385円	77円

※改定前の事業系有料ごみ処理券は、改定後1ヶ月間の貼付を可能とする。

新旧対照表

○品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例

新	旧
<p style="text-align: center;">品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例 平成11年12月10日 条例第 24 号</p> <p>(廃棄物処理手数料)</p> <p>第 52 条 区長は、家庭廃棄物（動物の死体、し尿および粗大ごみを除く。以下この項および別表において同じ。）の収集および運搬をしたときは、1日平均10キログラムを超える量の家庭廃棄物を排出する占有者または家庭廃棄物を臨時に排出する占有者から別表に掲げる廃棄物処理手数料を徴収する。</p> <p>2 区長は、粗大ごみの収集および運搬をするときは、当該粗大ごみを排出する占有者から別表に掲げる廃棄物処理手数料を徴収する。</p> <p>3 区長は、粗大ごみを排出する占有者が当該粗大ごみを区長が指定する施設に運搬するときは、当該占有者から別表に掲げる廃棄物処理手数料を徴収する。</p> <p>4 区長は、事業系一般廃棄物（動物の死体およびし尿を除く。次項および別表において同じ。）または一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物の収集および運搬をするときは、これらの廃棄物を排出する事業者から別表に掲げる廃棄物処理手数料を徴収する。</p> <p>5 区長は、事業者が事業系一般廃棄物または一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を区長が指定する最終処分場に運搬するときは、当該事業者から別表に掲げる廃棄物処理手数料を徴収する。</p> <p>6 区長は、別表に掲げる廃棄物の重量を基準にして算定する廃棄物処理手数料について、重量を基準にして算定することが著しく実情に合わないとき認めるときは、規則で定めるところにより、重量以外の基準により算定することができる。</p> <p>7 既納の廃棄物処理手数料は、返還しない。ただし、区長は、特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を返還することができる。</p> <p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p><u>1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 改正後の品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例（以下「改正後</u></p>	<p style="text-align: center;">品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例 平成11年12月10日 条例第 24 号</p> <p>(廃棄物処理手数料)</p> <p>第 52 条 区長は、家庭廃棄物（動物の死体、し尿および粗大ごみを除く。以下この項および別表において同じ。）の収集および運搬をしたときは、1日平均10キログラムを超える量の家庭廃棄物を排出する占有者または家庭廃棄物を臨時に排出する占有者から別表に掲げる廃棄物処理手数料を徴収する。</p> <p>2 区長は、粗大ごみの収集および運搬をするときは、当該粗大ごみを排出する占有者から別表に掲げる廃棄物処理手数料を徴収する。</p> <p>3 区長は、粗大ごみを排出する占有者が当該粗大ごみを区長が指定する施設に運搬するときは、当該占有者から別表に掲げる廃棄物処理手数料を徴収する。</p> <p>4 区長は、事業系一般廃棄物（動物の死体およびし尿を除く。次項および別表において同じ。）または一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物の収集および運搬をするときは、これらの廃棄物を排出する事業者から別表に掲げる廃棄物処理手数料を徴収する。</p> <p>5 区長は、事業者が事業系一般廃棄物または一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を区長が指定する最終処分場に運搬するときは、当該事業者から別表に掲げる廃棄物処理手数料を徴収する。</p> <p>6 区長は、別表に掲げる廃棄物の重量を基準にして算定する廃棄物処理手数料について、重量を基準にして算定することが著しく実情に合わないとき認めるときは、規則で定めるところにより、重量以外の基準により算定することができる。</p> <p>7 既納の廃棄物処理手数料は、返還しない。ただし、区長は、特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を返還することができる。</p>

新	旧
<p>の条例」という。)別表(1)の表1の項から4の項までの規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の廃棄物の排出に係る廃棄物処理手数料について適用し、同日前の廃棄物の排出に係る廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、施行日以後に排出する粗大ごみであって、施行日前に区長が当該粗大ごみの排出に係る申込みを受け付けたものに係る廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。</p> <p>4 第2項の規定にかかわらず、改正前の品川区廃棄物の処理および再利用に関する条例(以下「旧条例」という。)別表(1)の表4の項の規定に基づき算定し、交付された有料ごみ処理券の使用については、施行日以後1月の間は、なお従前の例による。</p>	

別表(第52条、第55条関係)

(1) 廃棄物処理手数料

区分	手数料
1 1日平均10キログラムを超える量の家庭廃棄物を排出する占有者	1日平均10キログラムを超える量 1キログラムにつき 46円
2 家庭廃棄物を臨時に排出する占有者	1キログラムにつき 46円
3 粗大ごみを排出する占有者	1品目につき 2,800円 を限度として品目別に規則で定める額 ただし、粗大ごみを排出する占有者が区長の指定する施設に運搬する場合にあっては、 1,400円 を限度として品目別に規則で定める額
4 事業系一般廃棄物または一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を排出する事業者	1キログラムにつき 46円 ただし、有料ごみ処理券を添付して排出するときは、容器に収納する容量10リットルまでごとに 87円 (45

別表(第52条、第55条関係)

(1) 廃棄物処理手数料

区分	手数料
1 1日平均10キログラムを超える量の家庭廃棄物を排出する占有者	1日平均10キログラムを超える量 1キログラムにつき 40円
2 家庭廃棄物を臨時に排出する占有者	1キログラムにつき 40円
3 粗大ごみを排出する占有者	1品目につき 2,400円 を限度として品目別に規則で定める額 ただし、粗大ごみを排出する占有者が区長の指定する施設に運搬する場合にあっては、 1,200円 を限度として品目別に規則で定める額
4 事業系一般廃棄物または一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を排出する事業者	1キログラムにつき 40円 ただし、有料ごみ処理券を添付して排出するときは、容器に収納する容量10リットルまでごと 76円 (45

新		旧	
	リットルにあつては、 <u>391円</u>)		リットルにあつては、 <u>342円</u>)
5 区長の指定する最終処分場に 運搬する事業者	1 キログラムにつき 9 円50銭	5 区長の指定する最終処分場に 運搬する事業者	1 キログラムにつき 9 円50銭